

大和市告示第65号

大和市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成18年大和市告示第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中「財団法人日本建築防災協会」を「一般財団法人日本建築防災協会」に改める。

第3条第3号を削る。

第6条第3号を次のように改める。

(3) その他市長が必要と認める書類

第7条中「より」の次に「当該」を加える。

第12条中「、前条の」を「、」に改め、「より、」の次に「当該」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。